

老人福祉バス（市外）

老人福祉バス（市外）利用申請の流れ

- ★申請は「地区老人クラブ」、「単位老人クラブ」または「ミニクラブ」から受け付けます
- ★年度内1回まで利用可能

老人クラブ

- ①研修会等の計画を立てる
- ②申請書等を長寿健康課に提出する
 - ・老人福祉バス事業利用申請書（様式第1号）
 - ・老人クラブ研修会等実施計画（様式第2号）
 - ・借り上げるバスの金額がわかる見積書

- ※申請書等は研修会等の日の30日前までに提出
- ※10名以上の参加が必要（同日、同内容の研修会等に参加することを条件に、複数の老人クラブが乗り合わせて10名以上となる場合も可）
- ※乗り合わせる場合は、代表の老人クラブ1団体が申請（申請書には乗車する全ての老人クラブ名及び会長名を記入し、乗り合わせた全ての老人クラブが1回利用したこととなる）

長寿健康課

- ①老人福祉バス借上げ助成金交付決定（却下）通知書（様式第3号）を通知

老人クラブ

- ①貸切バス業者等へバスの予約をする

老人クラブ

- ★研修会等実施

老人クラブ

- ①報告書等を長寿健康課に提出する
 - ・老人福祉バス借上げ助成金交付請求書（様式第4号）
 - ・老人クラブ研修会等参加者名簿（様式第5号）
 - ・老人クラブ研修会等実施結果（様式第6号）
 - ・借り上げたバスの金額のわかる領収書の写し
 - ・会計監査報告書

長寿健康課

- ①指定口座に助成金を振り込む
 - ※最大5万円まで助成します